

✚ 貨物概要

1 重の綿織物の四隅を丸く裁断し、四辺及び四隅をロックミシンにより縁縫いした清拭布（おしり拭き）。

素 材：綿 100%ドビー織物

サイズ：幅 40cm×長さ 62cm

用 途：病院、介護施設等で使用する清拭布（おしり拭き）



四隅を丸く裁断
四辺を縁縫い

✚ 分類

関税率表第 6302.91 号（統計番号 6302.91-000）のトイレットリネン

✚ 分類理由

本品は、布おむつに類似した形状及び素材ですが（[品目分類事例「第 96.19 項 乳児用の布おむつ」参照](#)）、おむつとして使用するのに十分な大きさを有しておらず、また、生地端全体にオーバーロック縫製を施しているものの、単にほつれないよう縁縫いしたものです。これらの特徴から、本品は、おむつとして使用するために特に製造したものとは認められず、関税率表第 96.19 項には分類されません。同表解説第 63.02 項（3）において、トイレットリネンの例として「手ふきタオル、おしぼり用タオル（環状タオルを含む）、バスタオル、ビーチタオル、顔ふき布及びトイレットグローブ」が挙げられており、本品は、これらの物品と同様の目的及び特徴を持つと認められることから上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全 部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる ことがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望さ れる場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）